

平成 18 年 5 月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成 18 年 5 月 26 日（金）午前 9 時 30 分

2 出席委員

齋藤 道子 委員長
奥寺 康彦 委員
船山 道敏 委員
出光 ケイ 委員
田中 茂 委員（教育長）

3 出席説明員

管理部長	小林 繁
管理部総務課長	長澤 潤
管理部学校再編担当課長	奥田 幸治
管理部教職員課長	阿部 信行
管理部総合高校担当課長	井上 昭
管理部学校管理課長	高田 利男
生涯学習部長	三塚 勉
生涯学習部生涯学習課長	永塚 高行
生涯学習部学校教育課長	外川 昌宏
生涯学習部学校保健課長	田嶋 敏彦
生涯学習部スポーツ課長	大場 智和
生涯学習部美術館開設準備室長	原田 光
生涯学習部教育研究所長	渡辺 浩
生涯学習部中央図書館長	濱田 祐治
生涯学習部自然・人文博物館長	林 公義

4 傍聴人

なし

5 議題及び議事の概要

○委員長 開会を宣言

○委員長 本日の会議録署名人に奥寺委員を指名した

議案第 33 号および議案第 34 号ならびに議案第 35 号は人事案件のため秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

○教育長報告

平成 18 年 4 月定例会から本日までの所管事項について報告。

5 月 1 日から学校訪問を開始した。現在で小学校 7 校、中学校 6 校を訪問した。今後も継続し訪問していく。

5 月 20 日に、昨年友好都市提携した会津若松市長、会津市民約 100 名が参加し横須賀市指定の史跡、会津藩士の墓地に記念植樹をおこなった。

関東地区と全国の教育長協議会の定期総会と研究会に出席した。

5 月 11 日から 2 日間、さいたま市で行われた関東地区の協議会がおこなわれ、5 月 17 日から 19 日まで佐賀市で全国協議会が実施された。全国協議会の場で、文部科学省から教育基本法改正の概要説明があった。これは後に学校教育課長からご説明申し上げます。

5 月 24 日に監査委員事務局から、美術作品研究等アドバイザー（専門委員）の報酬に関する監査結果について、5 月 25 日に請求者に対して「請求人が主張する違法、不当な事実はない」旨の通知をおこなう連絡があった。

各教育委員の皆様には取り急ぎ電話連絡をおこなったが、4 月 26 日に大矢部小学校 1 年生が不審者による連れ去りの被害にあった。

以上で報告を終わります。

(齋藤委員長)

被害にあった児童は現在従前どおり通学しているのか。

(学校教育課長)

事件の翌日 4 月 27 日の遠足から、普段と同じ様子で参加したと聞いている。

以上で教育長報告に対する質疑は終了した。

議案第 31 号 市立横須賀総合高等学校グラウンド整備計画の決定について

委員長 議題とすること宣言

○説 明

(総合高校担当課長)

議案第 31 号 市立横須賀総合高等学校グラウンド整備計画についてお手元の教育委員会 5 月定例会議案説明資料によりご説明させていただきます。本工事は、平成 18 年度、19 年度の 2 ヶ年継続事業として行なうもので、工事場所は、横須賀市久里浜 6 丁目 8 番 1 号ほかの旧市立工業高等学校の跡地であります。

整備面積は、28,648 平方メートルで、グラウンド整備のほか、給排水設備、電気設備、園路広場、外周フェンス等管理施設、植栽等の工事を行なうものであります。18 年度は、陸上競技場、アーチェリー場等の整備を行ないます。陸上競技場については、200 メートルトラックであったものを、グリーンサンド、一部ウレタン舗装で 300 メートルトラックへ整備をいたします。アーチェリー場については、高麗芝による芝生舗装で 30 メートル 1 レーン、50 メートル 2 レーンを新設整備いたします。19 年度は、野球場、サッカー場、テニスコートの整備と外周フェンス等管理施設の整備を行ないます。

野球場とサッカー場は多目的グラウンドとして整備する計画で、野球場については、両翼 84 メートルであったものを、混合土によるクレイ系舗装で両翼 88 メートルとして整備いたします。サッカー場については、整備前と同様で野球場と共同使用となりますが、横 60 メートル×縦 88 メートルで野球場と同じクレイ系舗装で整備いたします。

テニスコートについては、砂入り人工芝により新たに 4 面増やし 6 面といたします。

プールにつきましては、既存のプールを使用していく予定であります。

外周フェンスについては、高さ約 15 メートルで設置する計画であります。

給排水設備、電気設備、園路広場等については、各年度において必要施設の整備をいたします。

これら工事については、平成 20 年 3 月末をもって完了する予定であります。なお、体育管理棟、部室、倉庫については、平成 19 年度に別途工事する予定であります。

以上で議案第 31 号の説明を終了させていただきます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

(奥寺委員)

学校の生徒が使うには問題がない整備水準だが、練習には使えるが対外試合に使えるレベルではない。学校施設であることは確かであるが、せつかく予算をかけるのであれば、市民開放も想定した整備をしてもらいたい。現状で横須賀には良好な運動施設が少ない。

(総合高校担当課長)

学校施設であり学校行事が最優先されるが、使用しない日については、使用希望団体を募り開放可能日についてスケジュール会議を開催するなど、開放方法を含め、市民開放することも考えている。

(奥寺委員)

今回整備されるこの施設を活用して良いチームを作ってほしい。そのことで横須賀のイメージが向上すると思う。昨今はスポーツ離れが言われている。良い施設は喜んで使ってもらえるので、この施設が学校行事やクラブ活動以外などでも、常に使われている状態であってほしい。

(田中教育長)

野球とサッカーのグラウンドが一部重複しているので、同時に練習をすることは可能でも、同時に試合をすることは難しい。例えばサッカーグラウンドの向きを変えることなどで公式規格に合わせることは可能か。

(総合高校担当課長)

可能である。

(田中教育長)

先日、不入斗公園内のメインアリーナ、サブアリーナやグラウンドを使って、市民のレクリエーションスポーツ大会を実施した。今回久里浜にこのグラウンドが整備されることで、この施設を核として既存の南体育会館や総合高校の体育館、近接2校の小学校施設を利用することで、同様なイベントを企画することが可能となる。

(奥寺委員)

グラウンドの土質は土か。

(総合高校担当課長)

クレイ系の混合土である。

(出光委員)

砂場や水飲み場などはあるのか。またこの施設特有の特徴はあるのか。

(総合高校担当課長)

遊びのための砂場はないが、ジャンプ競技用の砂場はある。水飲み場もある。トイレは既存施設を使用する。

(奥寺委員)

スプリンクラーは設置するのか。

(総合高校担当課長)

設置する。

他に質問、討論なく、採決の結果、議案第 31 号は「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

議案第 32 号 美術館条例制定議案の提出について

委員長 議題とすること宣言

○説明

(美術館開設準備室長)

議案第 32 号、美術館条例制定議案の提出について説明させていただきます。

美術館条例につきましては、教育委員会定例会におきまして先月、先々月と、素案の説明をさせていただきましたが、これを条例の形に整えましたもので、内容的には同じものでございます。議案の説明資料を別に用意しておりますので、そちらを使いまして説明をさせていただきます。

それでは、議案説明資料の 4 ページをご覧ください。見開きの左ページに条例の本文を、右ページにその説明を記載しておりますので、左右を対照しながらご覧いただきたいと存じます。また、11 ページに美術館の完成予想図を添付しております。施設名を加えてございますので、説明と合わせてご覧いただき、位置関係などイメージをおつかみいただきたいと思っております。

まず、条例の制定理由でございますが、記載のとおり「美術館の設置及び管理に関する休館日、開館時間、観覧料その他の必要な事項を定めるため」に制定するものでございます。

それでは、各条文について説明いたします。第 1 条は設置に関する条文で、記載のとおりでございます。第 2 条は、位置及び名称を定めておりまして、記載

のとおり位置は「横須賀市鴨居4丁目1番地」、名称は「横須賀美術館」でございます。名称につきましては、他の公立美術館のほとんどがその自治体名をつけていること、親しみやすく、認知しやすいシンプルな名称であること、また横須賀の都市イメージのアップにもつながることから「横須賀美術館」といたしました。

第3条は、休館日等を定めております。せっかく来てくださるお客様をいつでも迎えられるよう、また、集客の観点から交通事業者や旅行者などとのタイアップも視野に入れ、できるだけ休館しない、という考えといたしました。具体的には、美術館棟につきましては、毎月第1月曜と年末年始のみの休館といたしました。毎月1回の休館日には、展覧会の維持作業やメンテナンス作業を集中して行います。屋上広場や駐車場、また美術館棟の周囲の芝生広場などは、無休でご利用いただけます。なお、第2項で、企画内容により例えば元旦に初日の出開館を実施したり、やむを得ないメンテナンスによる臨時休館などに対応できるように、臨時に休館日等を変更若しくは設けることができることを規定しています。第3項では、臨時に休館等する際は、美術館前にその旨を掲示することを規定しております。

第4条は、開館時間等を定めております。美術館棟の基本的な時間は、午前10時開館、午後6時閉館としておりますが、日が長くなり多くの方が訪れる6月から9月の間は1時間延長して、午後7時閉館とします。また、ゴールデンウィークの4月29日から5月5日の間と6月から9月までの土曜日は更に1時間延長し、午後8時閉館とし、展覧会をゆっくり鑑賞いただけるようにいたしました。屋上広場は、午前9時から午後9時半まで、駐車場は8時から午後10時までと、美術館棟の開館時間の前後にゆとりをもった時間設定とし、敷地全体を美術館としてゆっくりお楽しみいただけるような設定としております。なお、展覧会の混雑状況により開館時間を早めたり、閉館時間を延長するなど柔軟に対応できるよう、第1項に「特別の理由があると認めるときはこの限りでない」とただし書きを規定しております。

6ページをご覧ください。第5条は観覧料及び駐車場の使用料を定めております。観覧料の額につきましては、高校生を除く15歳以下、つまり中学生以下は、子供の頃から美術に親しんでいただくように、常設展、企画展ともに無料としています。常設展につきましては、高校生、大学生と65歳以上の方は200円、その他一般の方は300円の設定です。企画展につきましては、内容に応じてその都度定めますが、上限を1,500円とします。平均的な料金は800円から900円程度になると想定しております。なお、高校生は、市内在住かまたは市外の方でも市内の高校に在学している場合、無料といたしました。また、障害者の方とその介助の方1名も無料とします。このほか、市制記念日と文化の日も観

覧料を無料とします。なお、第6項で減免規定を設けており、内容は規則で定めませんが、教育活動の一環で観覧する場合に引率教師を無料とすることなどを考えております。

駐車場の使用料につきましては、市内の駐車場の料金等を考慮して設定いたしました。普通自動車は1時間300円で以降30分ごとに150円といたしますが、長時間の利用を考慮し、1,500円を上限額といたします。オートバイは1回200円、バスなどこれ以外の大型自動車は1回1,500円といたします。自転車は、無料の駐輪場を利用していただきます。駐輪場は、地下の駐車場内ではなく、完成予想図に記載しておりますが、谷内六郎館の前面のスロープの端にございまして、20台駐輪可能です。なお、減免内容につきましては、観覧料同様規則で定めませんが、障害者は無料とするほか、展覧会を観覧した場合1時間無料、ワークショップ参加者には、参加時間を無料とすることなどを考えております。

8ページをご覧ください。第6条は、特別利用の許可を定めております。美術作品等の営利を目的とした模写や模造または写真等を使用する場合は許可が必要で、その手続きの詳細は規則で定めます。具体的には申請書により申し込みいただき、許可書を交付することになります。その他、第2項では管理上必要がある場合に、許可に条件を付することができる規定や、第3項では管理上支障がある場合に許可の取消しや制限などができる規定を設けております。

第7条は、特別利用料を定めております。特別利用する場合に1回1点につき2,000円としておりますが、この料金設定は他美術館を参考に設定いたしました。また、減免規定を設けており、内容は規則で定めませんが、出版業者が美術雑誌に掲載するために写真を使用する場合に、その目的が横須賀美術館の展覧会の告知記事などである場合、横須賀美術館のPRにつながりますので、このような場合に減免することなどを考えおります。

第8条は、観覧料等の還付を定めております。原則、既納の観覧料、特別利用料は還付いたしません。観覧者、利用者の責めによらない理由で観覧等ができない時は還付できることとし、手続き等の詳細は規則で定めます。

第9条は、行為の禁止を、第10条は、入館の禁止を定めております。いずれも、皆様に美術館を安心してご利用いただけるよう設けた規定でございます。

第11条、その他の事項でございます。その他、美術館の管理について必要な事項は、教育委員会の規則で定めることを規定しております。

最後に附則でございます。この条例の施行期日は、規則で定めることを規定しております。美術館の開館は、来年の4月下旬を予定しておりますが、その開館日に合わせて施行することになると考えております。

以上で、説明を終わります。

(奥寺委員)

特別に休館する日の周知は看板やホームページでおこなうのか。

(美術館開設準備室長)

予め定めた休館日以外の臨時休館については、看板設置やホームページでの周知以外にも、いろいろな手法を考えたいと思っている。

(出光委員)

屋上広場は無休とあるが、犬を含めた管理体制はどのようにおこなうのか。また資料にあるように前庭はこれほどに広いのか。

(美術館開設準備室長)

屋上広場の防犯体制については、24時間の有人管理体制と防犯カメラによりおこなう。夜間は山側ブリッジから進入することができるが、21時30分には施錠する。美術館前の広場は現在工事中で機材等が仮置きされているが、完成時には、奥行きと幅が60mの芝生の前庭にある。

(齋藤委員長)

入館禁止者の対応は。入館してしまったらどう対処するのか。また美術館利用者以外が駐車場を使ってしまったら、どのように対処するのか。

(美術館開設準備室長)

鑑賞者と作品の安全確保のため、くまなく監視カメラを設置し、監視員も配置することで迷惑行為の排除の対応をする。混雑時の施設利用者以外の駐車場利用への懸念はある。それについては、例えば二層式の駐車場を美術館利用者と、それ以外の利用者と分けるなどの工夫も考えたい。

(齋藤委員長)

美術館利用者が不便をこうむらないように対処していただきたい。

(船山委員)

高校生の入場料を100円安く設定している理由は。

(美術館開設準備室長)

高校生の減免については、美術館への来場を教育の延長と考えた故である。一般的に美術館に高校生が来場する割合は少ないので、料金を低く設定するこ

とで、その世代の入場者を増やしたいと考えた。

(出光委員)

確信犯的に駐車場に車両を置き去りにするような人への対処はいかようにするのか。

(美術館開設準備室長)

時間になると駐車場は閉鎖する。残っている車両については放送により呼び出しをかけるなどする。モラルを超えた利用については、その対処の検討が充分でないので策を検討します。

他に質問、討論なく、採決の結果、議案第 32 号は「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

委員長 日程第 3 および日程第 4 ならびに日程第 5 の審議の前に報告事項を聴取することを宣言

報告事項「教育基本法案について」

(学校教育課長)

教育基本法の改正案について概要をご説明させていただきます。

教育基本法の改正の経緯については、1 ページの中ほどにありますように、中央教育審議会は平成 15 年 3 月に「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」の答申を取りまとめ、文部科学大臣に提出しました。その後与党においての協議会等で検討がされ、18 年 4 月 28 日に閣議決定し、国会に提出され、現在、特別委員会が設置され審議中であります。

では 2 ページ目をお開きください。その概要は、第 1 条、教育の目的として、「人格の完成」、「国家・社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成」を規定しております。この目標を実現するために達成すべき具体的な内容を第 2 条「教育の目標」として 5 項目をあげております。「1. 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操、道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。」「2. 個人の価値を尊重して、能力を伸ばし、創造性を培い、自主・自律の精神を養うとともに、職業と生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養う。」「3. 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う。」「4. 生命や自然の尊重し、環境の保全に寄与する

態度を養う。」「5. 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできたわが国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う。」この5項目です。

また、3条では「生涯学習の理念」を、4条では「教育の機会均等」を規定しております。そして、教育の実施に関する基本として、3ページ以降にあります義務教育、学校教育、大学、私立学校、教員、家庭教育、幼児期の教育、社会教育、学校・家庭及び地域住民等の相互の連携協力、政治教育、宗教教育、の在り方など教育を実施する際に基本となる事項について、5条から15条まで規定している。また、16条と17条での教育行政や、教育の適切な実施とその振興を図るため、教育行政の在り方や責務、教育振興基本計画の策定などについて規定しています。

以上が、教育基本法の概要の説明でございます。

委員長 質問はなく、次の報告事項を聴取することを宣言

報告事項「平成18年度『こどもの日』プール無料開放に関する報告」

(スポーツ課長)

平成15年度より行っている5月5日の「こどもの日」プール無料開放事業を指定管理者の運営の下、今年も実施いたしました。無料入場者数、前年度比較、時間帯別入場者数を示しましたので、資料をご覧ください。

1年ごとに入場者数の増減がございますが、アンケート調査も含め分析しましたが、平成15年は初年度ということ、昨年17年度は、大変暑かったことで多くの市民の方々がお出でくださったのではないかと思います。また、気象状況もありますが、今年は5連休の真ん中の日にあたったこと等が原因で若干減ということが考えられます。

「広報よこすか」や「ちらし配布」等の広報の仕方についても含め、もっと市民に周知できるよう対策を講じて、ご来場いただけるよう、指定管理者とも相談しながら、今後も検討していきたいと存じます。

委員長 質問はなく、次の報告事項を聴取することを宣言

報告事項「平成16年度、17年度の月別不登校出現率及び年間復帰率・改善率について」

(教育研究所長)

平成 17 年度、横須賀市の不登校の状況について報告いたします。小学校については、資料の上の表 1 のとおりです。平成 17 年の年間の欄をご覧ください。不登校人数は 86 人で、出現率は全児童数の 0.39% です。この数値は、平成 16 年度に比べ、人数では 8 人、出現率では 0.03% の減少となっております。

次に復帰率と改善率です。不登校児童数 86 名のうち、29.1% の児童は学校に通えるようになり、不登校状態が続いている児童の 23.3% は相談機関へ行く・時々学校へ来る・担任と会う・家から出られるようになる等の改善傾向を示しております。

中学校については、表の 2 をごらんください。不登校人数は 534 人で、出現率は 5.10% であります。この数値は、平成 16 年度に比べ、人数では 18 人、出現率では 0.22% の増加となりました。

次に復帰率と改善率です。不登校生徒数 534 名のうち、30.3% の生徒が学校復帰をし、34.9% の生徒に改善傾向が見られます。中学校については、不登校生徒数が多く危惧しているところですが、534 人の不登校生徒数のうち、292 人が学校復帰、または改善傾向を示していることから、今後もさらに、学校と連携した不登校対策を進めていきたいと考えております。

(船山委員)

性別、学年別による傾向はどのようなものか。

(教育研究所長)

性別による傾向は見受けられないが、学年別については、学年が進むにつれ増加する傾向がある。

委員長 他に質問はなく、次の報告事項を聴取することを宣言

報告事項「横須賀市子ども読書活動推進計画の策定状況について」

(中央図書館長)

「横須賀市子ども読書活動推進計画の策定状況について」ご報告いたします。報告資料の 1 頁をご覧ください。本計画策定の理由は、「(1) 目的」に記載のとおり、国は、「子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的」とした「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布、施行しました。また、①国は、「子ども読

書活動推進基本計画」を策定する。②都道府県は、国の計画を基本とし、「都道府県子ども読書活動推進計画」を策定するよう努めなければならない。③市町村は、国の計画及び都道府県の計画を基本とし、「市町村子ども読書活動推進計画」を策定するよう努めなければならない。としています。

策定の状況については、国は、①平成13年12月に「法律」を公布、施行、②平成14年8月に「基本的な計画」を発表しました。③県は、平成16年1月に「推進計画」を策定・公表しました。ちなみに、本年3月末現在、県下19市のうち、計画を策定済みは、8市となっています。本年1月5日から25日まで、パブリック・コメント手続による意見募集を別紙「(仮称)横須賀市子ども読書活動推進計画の策定について」に基づき実施いたしました。

同資料の3頁をお開き下さい。第2章推進計画の基本的な考え方の「1. 推進計画の目指すもの」の最後に記載のとおり、「読書環境を用意することが、大人の責任と考えます。」

「2. 取組の期間」については、概ね5年間とし、必要に応じて見直すこととしています。「3. 推進体制」については、社会教育委員会議で進行管理を行います。計画の体系については、報告資料の3頁をご覧ください。目的については、先程申し上げましたとおり、「読書環境を用意することが、大人の責任と考えます。」実施にあたっては、市立図書館のみでは対応が困難ですので、「家庭・地域」、「学校等」さらに「学校・関係機関・団体等の連携」が必要であります。

「家庭・地域」として、「1. 家庭における子ども読書活動の推進については、ブックスタートの実施等を、「2. 地域における子ども読書活動の推進」としては、(1)市立図書館の体制づくりとして、おはなし会の実施等を、(2)公民館やその他の施設における読書活動の充実としては、公民館や「愛らんど」等の読書環境の整備等を、「3. 支援を必要とする子どもの読書活動の推進」としては、障害のある子どもや外国籍の子どもの読書活動の推進の方策を定めています。

「学校等」として、「1. 学校等における読書活動の推進」としては、(1)読書習慣の確立と読書指導の充実として、小学生にブックリストの配布等を、(2)学校図書室の充実として、資料等の充実等を、(3)として、障害のある子どもの読書活動の推進の方策を定めています。「2. 幼稚園・保育園における読書活動の推進」としては、読書環境の整備等を、「3. 学校におけるボランティアを活用した読書活動の推進」としては、朝の10分間読書や本の整理等ボランティアの活用の方策を定めています。「学校・関係機関・団体等の連携」として、「1. 学校と市立図書館との連携」、「2. 県内の図書館サービスのネットワーク化」、「3. 関係機関・団体等と市立図書館との連携・協力」の方策を定めています。詳細については、後程ご覧ください。報告資料の1頁にお戻り下さい。

「3. パブリック・コメント手続結果」については、「(仮称)横須賀市子ども

読書活動推進計画(案)」に関するパブリック・コメント手続結果をご覧ください。1頁をお開きください。市民等からの意見は、6人から、2頁のとおり23件の意見がありました。3頁をお開きください。計画案の修正については、「第2章計画推進の基本的な考え方」の表の下段「各部署は、年度目標や数値目標を掲げるなど、具体的な施策の推進を図る。」を付け加える。との意見に対しては、「実態調査し、必要に応じ数値目標等を設けたい。」としました。

5頁をお開きください。上段の「子ども向けホームページの開設と情報提供の具体的な開始年度、着手時期及び内容を明記する。」との意見に対しては、「ご指摘の事項の、子ども向けホームページの開設については開設しました。今後は、随時、情報提供していきたい。」としました。詳細については、後程ご覧ください。

報告資料の1にお戻りください。「4. スケジュール」については、平成17年8月31日から平成18年2月24日まで4回の計画策定委員会を開催するとともに平成18年1月5日から25日までパブリック・コメント手続を実施しました。今後は、実態調査、3回の計画策定委員会、教育委員会議の議決、市議会への報告等を行い、12月から計画の施行を行う予定です。

「5. 参考」の(3)各部署等への照会等については、記載のとおり照会し、連携をしています。以上で報告を終わります。

(出光委員)

乳児の3カ月検診時のブックスタートの配布物は無料ですか。

(中央図書館長)

無料で配布しています。

他に質問等はなく、以後の日程第3および日程第4、日程第5の人事案件の秘密会となることを宣言。

関係理事者以外の退席を求めた

(秘 密 会)

6 閉会及び散会の日時

平成18年5月26日(金) 午前11時00分

横須賀市教育委員会

委員長 齋藤道子